

5 人材の確保と生産性向上

地域包括ケアシステムの構築を推進するためには、サービスごと、職種ごとの人手不足等の状況も踏まえ、介護職に限らず介護分野で働く人材の確保・育成を行い、介護現場全体の人手不足対策を進めることが重要です。

県は、次の項目により、人材の確保と生産性向上に向けた取組みを進めていきます。

- (1) 介護人材の確保
- (2) 医療人材の確保
- (3) デジタル化の推進

(1) 介護人材の確保

① 介護職員

介護を必要とする高齢者等に対し、食事、入浴、排泄等の生活支援サービスを行います。介護施設や通所介護、訪問介護等、活動の場は多岐に渡ります。いずれの場所においても、介護を必要としている高齢者一人ひとりに対し、人間の尊厳を重視し、残された生活能力が最後まで生かされ、かつ充実した毎日を過ごすことが出来るよう自立を支援することが求められます。

現 状

- 入所系、訪問系、通所系を合わせて約2万人の介護職員が県内の介護施設や事業所に勤務していると推計されています。

■ 介護職員数(調査の回収率等を踏まえて、国において補正を行った推計値) (単位：人)

	入所系	訪問系	通所系	合計
2019 (R1) 年	10,954	3,468	6,427	20,849
2020 (R2) 年	11,326	3,330	6,256	20,912
2021 (R3) 年	11,101	3,471	6,501	21,073
2022 (R4) 年	11,289	3,311	6,256	20,856

資料：厚生労働省「介護サービス施設・事業所調査」

- 2014 (H26) 年3月に策定した「山形県介護職員サポートプログラム」に掲げる①理解促進、②育成確保、③定着・離職防止、④介護技術・資質向上、⑤雇用環境の改善の5つを施策の柱とし、関係機関、団体等と連携・協働し、総合的かつ一体的な介護職員支援策を展開しています。
- 介護職員の処遇を改善するために、2009 (H21) 年10月から介護職員処遇改善交付金が交付され、2012 (H24) 年度の介護報酬改定における介護職員処遇改善加算の創設以降、勤続年数10年以上の介護福祉士について月額平均8万円相当の処遇改善を行う介護職員等特定処遇改善加算の導入、2022 (R4) 年2月から賃上げ効果が継続される取組みを行うことを前提として、収入を3%程度(月額9,000円)引き上げる経費補助(同年10月から介護職員等ベースアップ等支援加算として導入)が実施されています。
- 外国人介護人材に対するニーズが全国的に増大する中、県内で働く外国人介護職員は増加傾向にあります。県は、外国人介護職員に対する日本語や介護技術の学習を支援するほか、介護事業所向け説明会の開催や受入に係る経費の助成を行っており、2023 (R5) 年4月からは「県外国人介護人材支援センター」を新たに設置して、外国人介護人材の県内定着及び受入を支援しています。
- 県は、介護職員が誇りを持って介護業務に携わることができるよう、市町村及び関係団体と連携して、介護職員の魅力を発信する「やまがたKAiGO PRiDEキャンペーン」を推進し、小学生向け仕事体験イベントや、中高生向け出前講座の実施、介護職員の魅力発信動画の作成・活用など

行いました。

- 県は、キャリアパスの構築、給与体系・昇給基準の整備、勤務環境の改善などに取り組む介護事業者を認証評価する「やまがた介護事業者認証評価制度¹」を実施するとともに、介護ロボットの導入やICT活用により、介護職員の負担軽減を図る介護事業所を支援しています。

課題

- 介護職員数は、2026(R8)年の推計で1,584人の需給ギャップが、2040(R22)年の推計で5,809人の需給ギャップが見込まれ、少子高齢化と介護サービスの量的拡大により、必要となる人材数が不足することが想定されます。
- 介護職員の離職率は年々低下傾向にあります。
- 賃金水準は、他の産業より低い傾向にあります。全国の全産業平均は311.8千円で、福祉施設介護職員は全国で242.2千円、山形県で209.6千円、訪問介護員は全国で245.5千円、山形県で210.6千円(2022(R4)年賃金構造基本統計調査より)となっています。
- 介護職員については、賃金水準が低く厳しい労働環境にあるなどのネガティブなイメージがあり、参入の妨げになっているとの指摘があります。
- 介護福祉士養成校は本県内に7校(短期大学2校、専門学校3校、県立高校2校)あり、定員充足率の合計は40.5%(2023(R5)年度)となっています。なお、入学者数の減少により、養成学校7校のうち1校が休校しています。
- 介護ニーズの複雑化・多様化・高度化への対応ができるよう資質の高い介護福祉士を育成する必要があります。
- 雇用条件や地理的条件により、県内で働く外国人介護人材が県外へ転出しています。

■ 本県における介護職員の需給推計

(単位：人)

	需要推計 ¹ (A)	供給推計 ² (B)	需給差(不足数) (B)-(A)
2026(R8)年	21,394	19,810	△1,584
2040(R22)年	21,995	16,186	△5,809

¹ 利用者100人あたりの介護職員数の見込み、各市町村のサービス利用者の見込みを基に推計

² 離職率、介護分野への再就職率、入職者数それぞれの見込みを基に推計

■ 本県における介護福祉士養成校の充足率、就職者の県内施設等への就職率等

(単位：人、%)

	入学 者数	在学 者数	定員	充足率	卒業 者数	就職 者数 (A)	県内施設等 への就職者数 (B)	就職者の県内施 設等への就職率 (B)/(A)
2020(R2)年	86	142	325	40.3	81	76	72	94.7
2021(R3)年	109	163	325	48.9	110	85	79	92.9
2022(R4)年	110	162	325	47.7	95	72	64	88.9

¹ 休校中の1校を除いて算出

² 充足率は定員を設定していない学校を除いて算出

¹ 職員の人材育成や勤務環境等の改善に繋がる介護事業者の取組みについて、県が基準に基づく評価を行い、一定の水準を満たした介護事業者に対して認証を付与する制度

深化・推進のポイント

■ 山形県介護職員サポートプログラムの着実な推進

施策の推進方向

- 県は、「山形県介護職員サポートプログラム」に基づき、多様な人材の確保など、介護職員の育成、確保及び定着対策の充実・強化を図ります。
- 若い世代に対し、将来の職業選択の一つとなるよう、小学生向け仕事体験イベントにおける介護ブースの出展や出前講座等による介護職の魅力発信、学生による介護職の情報発信を行うとともに、幅広い層に介護職の魅力を伝えるイベント開催を実施します。また、介護経験がない方等を対象に「介護の入門的研修」を開催し、介護人材のすそ野拡大を図ります。
- 県は、山形県社会福祉協議会と連携し、県内での就労を希望している県内の介護福祉士養成施設等の在学者に対し介護福祉士修学資金の貸し付けや、他業種で働いていた方が介護職員になる際の就職支援金の貸し付けを行います。
- 県は、処遇改善加算の取得を促進するため、介護事業所に対して助言を行うため、専門家派遣事業を実施します。
- 県は、「やまがた介護事業者認証評価制度」を実施し、介護職員の確保・定着を促進します。
- 県は、「県外国人介護人材支援センター」を設置し、専用相談窓口による外国人介護職員や介護事業所の相談対応、巡回相談等を開催するとともに、外国人介護職員の長期就労が可能となる介護福祉士資格取得に向けた講座の実施により、県内定着を図ります。また、外国人介護職員に対する日本語や介護技術の研修等の実施など、受入体制を整備していきます。
- 県は、介護ロボットやICT活用による業務負担軽減や生産性向上に資する様々な支援・施策を一括して網羅的に取扱い、適切な支援に繋ぐワンストップ型の窓口設置など、総合的な支援に取り組むことができる機関を設置するとともに、導入経費の一部を支援し、介護現場における生産性向上や人材確保を図ります。

評価目標

評価目標項目	現状 2022 (R4) 年度	目標	
		2025 (R7) 年度	2026 (R8) 年度
介護職員数	20,856人	—	21,394人

② 介護支援専門員(ケアマネジャー)

介護支援専門員(ケアマネジャー)は、要介護者等が自立した日常生活を営むのに必要な援助に関する専門的知識及び技術を有し、介護サービス計画の作成等を行う専門職です。

2006(H18)年度から、実務に従事している介護支援専門員については、定期的に専門的知識及び技術の向上を図るとともに、専門職としての能力の保持状況等を確認するために、資格の更新制(5年)が導入され、「更新研修」が義務付けられています。

また、主任介護支援専門員は介護支援専門員の人材育成や、地域包括ケアシステムを実現するために必要な情報の収集・発信、事業所や職種間の調整といった役割を担っています。

現 状

- 介護保険制度創設以降、介護給付サービスの種類や対象範囲が広がり、介護支援専門員が修得すべき事項が変化しています。
加えて、後期高齢者の増加、独居、認知症、医療処置を要する要介護認定者の増加、精神疾患等、介護支援専門員が実際に現場で対応している利用者像も多様化し、複雑化しています。
それに伴い、介護支援専門員に求められる役割も、当初は介護給付サービスの調整を中心に考えられていましたが、「介護予防ケアマネジメント」への広がり、在宅での「看取り」の対応、「継続的な治療・リハビリテーションの実現」にかかる調整、「家族介護者の支援」、「意思決定支援」等と変化しています。
- 山形県に登録されている介護支援専門員は、2023(R5)年10月1日現在で7,462人です。そのうち、介護支援専門員証の有効期限が切れている介護支援専門員は3,550人(47.6%)です。
- 県は、国のガイドラインに則り、実務従事者のための「専門研修課程Ⅰ」「専門研修課程Ⅱ」「更新研修」のほか、一定期間実務に従事していない人の職場復帰に必要な「再研修」を実施しています。
- 2016(H28)年度からは、主任介護支援専門員の資格においても5年毎の更新制が始まり、「主任介護支援専門員更新研修」を実施しています。
- 県では、全ての法定研修において修了評価を行い、受講生の理解度・習熟度を把握することで、研修の有効性、適切性を計る新たな体制づくりを目指しています。
- また、関係機関及び有識者による介護支援専門員研修向上会議を立ち上げ、介護支援専門員の法定研修の実施状況について検証を行う場を設け、研修の質の向上を図っています。

課 題

- 地域包括ケアシステムの深化・推進において、その中核的な役割を担う介護支援専門員は、介護保険の理念である自立支援の立場から、要介護者等が有する能力に応じた日常生活を営むことができるよう、法定研修や法定外研修、自己研鑽の機会を通じて支援の専門性を更に高めていくことが求められます。
- 主任介護支援専門員には、介護支援専門員の人材育成や、地域包括ケアシステムを実現するために必要な情報の収集・発信、事業所や職種間の調整といった役割が求められています。

- 介護支援専門員実務研修受講試験は、2018(H30)年度から、受講要件が国家資格所有者等に限定され、新たな資格取得者が減少しています。県内事業所等における介護支援専門員の就業の推移を見守っていくとともに、実務に従事している者や職場復帰を考えている方々が必要な研修を漏れなく受講し、資格管理ができるよう整備していく必要があります。
- 公正中立なケアマネジメントの確保や、ケアマネジメントの質の向上に向けた取組みを一層進めるため、研修の充実を図っていく必要があります。併せて、研修の参加には時間や費用の負担があり、その地域差も大きいいため、オンライン研修の活用等が求められています。
- 2024(R6)年度から法定研修のカリキュラムが改正され、「適切なケアマネジメント手法」という新たな手法が盛り込まれ、介護支援専門員の質の標準化が図られます。また、法定研修は座学中心のカリキュラムに変更され、アセスメントやモニタリングの能力、相談援助技術の専門性、さらには各地域における多職種連携や地域資源との連携は、法定研修以外の法定外研修やOJT、自己研鑽を組み合わせ、生涯学習と実務実践を進めていくことが求められます。
- さらに、地域の介護支援専門員の資質の状況を捉えて、学習の機会が確保されるよう、法定研修以外の法定外研修等の企画・運営や講師・ファシリテーターの養成等に取り組んでいくことも求められています。

深化・推進のポイント

- 介護支援専門員・主任介護支援専門員の資質向上

施策の推進方向

- 県は、介護支援専門員が利用者本位、自立支援、公正中立の理念を徹底して学び、専門性の向上を図ることにより、利用者の自立支援に資する適切なケアマネジメントを実現できるよう、引き続き適切に法定研修を実施します。
- 県は、主任介護支援専門員が介護支援専門員の人材育成に必要な知識や技術を習得し、地域包括ケアシステムの構築に向けた地域づくりを実践できるよう法定研修を効果的に実施します。
- 県は、法定研修にかかる費用・受講料を適宜見直すとともに、オンライン等を活用した受講環境整備等、受講者の負担軽減にも配慮した研修体制を構築していきます。
- 県は、複雑な介護支援専門員の研修について、各自が管理できるよう研修終了時に各種研修の直近の受講履歴を個別に案内するとともに、研修制度について県のホームページ等で情報提供します。
- 県は、法定研修では習得できないアセスメントやモニタリングの能力、相談援助技術の専門性、各地域における多職種連携や地域資源との連携等について習得できるよう、法定外研修の充実を図ります。
- 県は、効果的な研修を安定的に実施するため、主任介護支援専門員が具体的な講義・演習の展開等について学び、専門的知識の習得と教育的技術の向上を図ることにより、地域の実情を把握した講師・ファシリテーターを引き続き養成してまいります。
- 県は、法定研修や法定外研修を効果的に実施するために、介護支援専門員研修向上会議において、研修の企画・実施について評価・検討を行い、介護支援専門員の資質向上を図ります。

■ 介護支援専門員の養成者数(実務研修修了者数は各年度の修了者数) (単位:人)

	1998 (H10)	1999 (H11)	2000 (H12)	2001 (H13)	2002 (H14)	2003 (H15)	2004 (H16)	2005 (H17)	2006 (H18)	2007 (H19)	2008 (H20)	2009 (H21)	2010 (H22)
受験者数	1,880	1,658	1,352	1,033	990	1,135	1,260	1,449	1,540	1,520	1,411	1,427	1,587
合格者数	900	755	502	375	286	332	363	313	290	316	286	282	297
実務研修修了者数	890	755	507	370	289	327	358	311	293	311	285	286	297

	2011 (H23)	2012 (H24)	2013 (H25)	2014 (H26)	2015 (H27)	2016 (H28)	2017 (H29)	2018 (H30)	2019※ (R1)	2020 (R2)	2021 (R3)	2022 (R4)	合計
受験者数	1,707	1,719	1,723	2,035	1,744	1,688	1,756	729	678	701	716	698	34,136
合格者数	202	283	253	344	205	178	307	47	84	90	128	80	7,498
実務研修修了者数	207	280	254	343	209	176	294	55	83	87	121	89	7,477

※2019年は2020年3月実施の再試験の受験者数、合格者数を含む

資料: 県高齢者支援課

③ 福祉人材センター

現 状

- 社会福祉法第93条に基づき、県が県社会福祉協議会に委託して設置している「山形県福祉人材センター（及び山形県社会福祉研修センター）」では、多様化・複雑化する福祉ニーズに対応し、きめ細かなサービスの確保・提供を図るため、福祉人材確保指針を踏まえつつ、福祉・介護サービスに携わる人材の確保や養成に係る事業を行っています。
- また、福祉人材緊急確保事業として、福祉人材センターに「キャリア支援専門員」を配置し、個々の求職者に合わせた職場の開拓や就労斡旋を行うとともに、施設・事業所に対しては、働きやすい職場づくりに向けた助言を行っています。
- 平成29年度からは、離職した介護福祉士等の再就業を促進し、効果的な支援を行う観点から、離職した介護福祉士等の氏名・住所等を届け出ることが努力義務とされ、本県においても、福祉人材センターで当該業務を行い、登録の呼びかけや研修を実施しています。

■ 福祉人材センターへの求人者数・求職者数等の推移（各年度末）

	2019 (R1)	2020 (R2)	2021 (R3)	2022 (R4)
新規求人数	6,331 人	5,773 人	3,630 人	3,351 人
新規求職者数	795 人	709 人	622 人	581 人
紹介状発行件数	123 件	92 件	100 件	136 件
うち就職件数	90 件	70 件	71 件	70 件
求人相談件数	4,172 件	4,304 件	4,206 件	3,220 件
求職相談件数	5,524 件	4,132 件	3,933 件	3,689 件

資料: 県地域福祉推進課

課 題

- 福祉人材センターでは、新規求人数に対して新規求職者数が少ない状況が続いています。また、介護や保育の有資格者で離職している方の呼び戻しや、他業種からの福祉分野への参入促進及び就職後のキャリアアップが課題となっています。

深化・推進のポイント

- 離職した介護福祉士等の就労支援の充実

施策の推進方向

- 求職者の就労につながる就職斡旋を行うとともに、有資格者や福祉・介護就労希望者と事業所とのマッチングを推進します。
- 離職介護福祉士等の届出制度の運用及び関連事業との連携により、離職者の円滑な再就業に取り組みます。
- 社会福祉事業従事者に対する研修の企画・実施による資質向上を図ります。

評価目標

評価目標項目	現状 2022 (R4) 年度	目標	
		2025 (R7) 年度	2026 (R8) 年度
福祉人材センターの紹介状を通じた就職件数（累計：2019 (R1)～）	301件	—	600件

(2) 医療人材の確保

① 在宅医療を提供する医師

現 状

- 県は市町村・医師会など関係機関とともに、医師など医療関係者における在宅医療への理解を深める機会を設けるなどにより、在宅医療を推進しています。
- 訪問診療を実施している医療機関は全病院67のうち24か所(35.8%)、全診療所910のうち197か所(21.6%)となっています。

■ 訪問診療を実施している医療機関等の状況

	村山	最上	置賜	庄内	計
病院数(A)	33	5	15	14	67
うち訪問診療を行う病院(B)	8	3	8	5	24
割合(B/A)	24.2%	60.0%	53.3%	35.7%	35.8%
診療所数(A)	483	52	150	225	910
うち訪問診療を行う診療所(B)	95	7	33	62	197
割合(B/A)	19.7%	13.5%	22.0%	27.6%	21.6%

資料：厚生労働省「医療施設調査」(2020(R2))

- 県が県医師会とともに県内全医療機関を対象に実施した在宅医療・オンライン診療実態調査(2020(R2)年度)では、訪問診療や往診に取り組んでいると回答のあった276医療機関のうち、24時間で対応しているのは45%にあたる124医療機関となっています。

課 題

- 2016(H28)年9月に策定した山形県地域医療構想では2025(R7)年度まで訪問診療など在宅医療等需要の増加が見込まれており、訪問診療など在宅医療に取り組む医師の確保が必要です。また、患者と家族が安心して療養生活を送ることができるよう、取り組む医師の負担の軽減を図るなどにより、24時間対応可能な医療機関の確保が必要です。
- 2024(R6)年3月山形県外来医療計画では、全ての二次保健医療圏において、地域で不足する外来医療機能として在宅医療を挙げています。

深化・推進のポイント

- 需要増に対応するための医師の確保

施策の推進方向

- 県は、関係機関とともに、在宅医療に取り組む医師など医療関係者の確保や取り組む医療機関等の充実を進め、医師を中心とした多職種連携体制の構築などに対する支援を行い、在宅医療提供体制の充実・強化を図ります。
- 県は、地域の在宅医療を推進する上で中核的な役割を担う「在宅医療において積極的役割を担

う医療機関」や、包括的かつ継続な在宅医療の提供体制構築を図る取組みを行う「在宅医療に必要な連携を担う拠点」と連携を図り、安心して在宅医療の提供を受けられる環境整備を進めます。

評価目標

評価目標項目	現状 2020 (R2) 年度	目標	
		2025 (R7) 年度	2026 (R8) 年度
訪問診療の実施件数 (訪問診療を受けている患者数)	9,009件/月	—	10,546件/月

② 在宅歯科医師・歯科衛生士

現 状

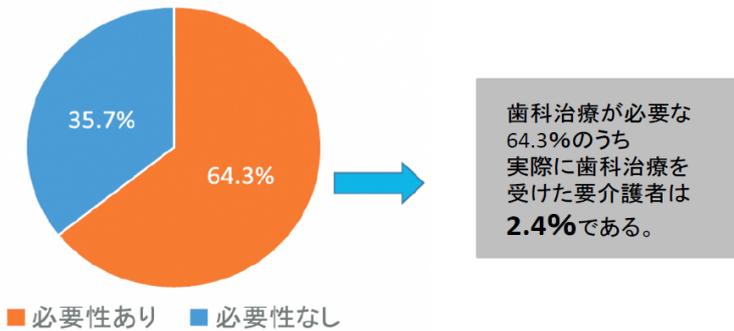
- 要介護高齢者に係る調査によると、歯科医師が歯科治療や口腔管理が必要と診断した要介護高齢者は64.3%であるのに対し、そのうち過去1年以内に歯科を受診していたのは2.4%しかいなかったと報告されています。

要介護者の口腔状態と歯科治療の必要性

(改) 中医協 総-8
3 . . 8 . . 4

意見交換 資料-4 参考-1
R 5 . . 3 . . 1 5

○ 要介護高齢者 (N=290,平均年齢86.9±6.6歳) の調査では、歯科医療や口腔健康管理が必要である高齢者は64.3%であったが、そのうち、過去1年以内に歯科を受診していたのは、2.4%であった。



※歯科治療(義歯・う蝕・歯周疾患・粘膜疾患・保湿)の必要性の有無を歯科医師が判定
 ※要介護高齢者: 特定地域の在宅療養、認知症グループホーム、通所サービス、療養病棟、老人保健施設、特別養護老人ホームの入所、利用者など

出典: 令和元年日本歯科医学会「フレイルおよび認知症と口腔健康の関係に焦点化した人生100年時代を見据えた歯科治療指針作成に関する研究」

- 厚生労働省が2022 (R4) 年 4 月に公表した医療施設静態調査 (2020 (R2) 年) によると、在宅等における療養を歯科医療面から支援する在宅療養支援歯科診療所の届出数(2020年10月1日時点)は、施設基準が厳しくなった影響もあり、全国の歯科診療所102,612か所のうち14,506か所(14.1%)に留まっています。
- 県内では、歯科診療所(保険医療機関のみ)476か所のうち、在宅療養支援歯科診療所数は97か所(20.4%)となっています(2020 (R2) 年9月1日時点)。
- 県は、在宅歯科医療を推進するため、県内の歯科医師等を対象とし、必要な知識と技術を取得するための講習会を開催するとともに、在宅歯科診療を始める歯科診療所に対して必要な設備整

備に対する支援を行っています。

- 県は、出産や育児等で離職した歯科衛生士等を対象とした復職に向けた研修会を実施し、在宅における適切な口腔ケアを実施できる歯科衛生士の養成を行っています。
- 県は、市町村が実施する自立支援型地域ケア会議に歯科衛生士等を派遣し、高齢者の生活の質の向上に資する助言を行っています。

課題

- 在宅歯科診療を実施したきっかけは、介護保険施設や介護支援専門員（ケアマネジャー）からの紹介が合わせて36.5%であったとの調査報告（令和4年度）があり、今後増加が見込まれる在宅療養生活を送る高齢者に対応するため、訪問歯科診療の量的確保及び医科や介護等とのより一層の連携強化が必要です。
- 歯科衛生士が常勤または非常勤で勤務している介護保険施設の割合は10%程度にとどまっています。さらに、市町村の地域ケア会議への参加など、歯科衛生士が活躍する場は広がっていますが、結婚や子育てなどで離職する方が多く、一度離職すると復帰が難しくなるケースもあります。

深化・推進のポイント

- 在宅療養生活を送る高齢者を支える在宅療養歯科診療所の創出及び連携強化

施策の推進方向

- 県は、関係団体との連携のもと、県内の歯科医師等を対象とした講習会を開催するなど、在宅歯科診療に必要な知識と技術の習得を支援するとともに、関係団体との連携強化に取り組みます。
- 県は、在宅歯科診療を始めるために必要な医療機器設備投資に対する支援を行い、在宅療養支援歯科診療所数の増加を図ります。
- 県は、歯科衛生士の復職支援を目的とした研修会を開催するなど、関係団体とともに歯科衛生士の復職に向けた取組みを推進します。

評価目標

評価目標項目	現状 2022 (R4) 年度	目標	
		2025 (R7) 年度	2026 (R8) 年度
在宅療養支援歯科診療所の数	97か所	98か所	99か所

③ 看護師・訪問看護師

現 状

- 医療技術の高度化、医療ニーズの多様化や医療安全対策の強化など病院医療を取り巻く環境の変化や、後期高齢者の増加に対応するための在宅での医療提供体制の強化を図るため、看護職員に対する期待は高まっています。
- 県内の保健師、助産師、看護師等看護職員の就業者数（常勤換算数）は、2022(R4)年末時点で14,575.3人（保健師668.4人、助産師340.0人、看護師11,451.6人、准看護師2,115.3人）となっています（厚生労働省「衛生行政報告例」）。
- 訪問看護ステーションにおける人口10万人当たりの看護職員数（常勤換算数）は、全国平均を下回っています。

■ 訪問看護ステーションに勤務する看護職員数（常勤換算数）（人）

	山形県	全国
看護師	430	61,540
准看護師	29	4,465
合計	459	66,005
人口10万人当たりの人数	44.1	52.8

資料：県地域医療支援課調べ（業務従事者届＜令和4年度調査＞集計結果）

- 県内の社会福祉施設や介護保険施設に勤務する看護師は1,914人となっています。
- 県は、2012(H24)年3月に「山形方式・看護師等生涯サポートプログラム」を策定し、山形県看護協会など関係機関と連携しながら、各ライフステージに応じた看護師等確保対策を総合的に推進してきました。2019(R1)年度には、プログラムの改定を行い、さらなる取組みの強化を進めています。
- 県は、「看護師等職場説明会」などを関係機関と連携して開催し、看護学生等に対し訪問看護サービスの紹介を行い、訪問看護師に関する理解を深める取組みを実施しています。
- 県は、訪問看護師の担い手創出を目的とした病棟看護師による訪問看護ステーションでの研修事業を支援しています。
- 山形県ナースセンターは、看護師等の無料職業紹介事業や、看護に関する啓発事業等を実施しています。

課 題

- 2020(R2)年に行った看護職員需給推計において、2025(R7)年時点で看護職員が644人不足の見込みとなり、看護職員の需給ギャップ解消に向けて、看護師等確保対策の一層の推進が必要となります。
- 今後、在宅において医療依存度の高い要介護者が増加することが見込まれることから、訪問看護サービスを提供する訪問看護師の確保を図る必要があります。
- 高齢化・医療ニーズの多様化への対応のため、専門性の高い知識・技術を備えた看護職員の育成及び活用が課題となっています。

深化・推進のポイント

■ 看護師・訪問看護師の創出と資質向上

施策の推進方向

- 県及び関係機関は、「山形方式・看護師等生涯サポートプログラム」を中心に、4つの取組みの視点（「学生の確保定着」「キャリアアップ」「離職防止」「再就業促進」）による施策を展開します。
- 県は、関係機関と連携し、将来看護職員を目指す学生を増やすため、看護師等体験セミナーや進路説明会などを開催し、看護職の魅力を発信するとともに、看護師職場説明会などの開催により、看護職員の県内就業の働きかけを実施します。
- 県は、訪問看護師のスキルアップを目的とした研修会の開催を支援し、訪問看護の質の向上を図ります。
- 県は、訪問看護に関心のある病院看護師や潜在看護師等を対象とした事業所での体験型研修を支援し、訪問看護師の担い手創出を図ります。
- 県は、特定行為研修制度¹等の普及促進を図り、在宅看護等の分野において水準の高い看護技術を提供できる看護師の育成及び活用を促進します。
- 県は、看護職員の資質向上に向けた能力開発研修等を開催し、キャリアアップによりモチベーションの向上を図ることで、離職防止に繋がります。
- 県及び山形県ナースセンターは、ハローワークと連携しながら、看護師等免許保持者の届出制度を活用し、就業情報の提供や相談、就業あっせん及び復職に向けた研修等の充実を図ります。
- 県は、介護保険施設や介護サービス事業所の看護職員を確保するため、地域包括ケアシステムにおける看護業務の魅力の発信等を行ってまいります。

④ リハビリテーション専門職

現 状

- 病院に勤務するリハビリテーション専門職（理学療法士、作業療法士、言語聴覚士）は、常勤換算で理学療法士は659.6人、作業療法士は545.7人、言語聴覚士は136.4人となっています。
- 2021（R3）年度の「介護サービス施設・事業所調査」によると、介護保険の施設、事業所に勤務しているリハビリテーション専門職（常勤換算数）は、県内では697人となっています。

¹ 「地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律」に基づき、2015（H27）年10月に「特定行為に係る看護師の研修制度」を施行。医師又は歯科医師の判断を待たずに、手順書により一定の診療の補助（特定行為：21区分38行為）を行う看護師を養成。

■ 病院に勤務するリハビリテーション専門職 (人)

	村山	最上	置賜	庄内	計
理学療法士	318.3	28	117.3	196	659.6
作業療法士	286.9	22	87	149.8	545.7
言語聴覚士	73.3	5	20.1	38	136.4
計	678.5	55	224.4	383.8	1,341.7

資料：厚生労働省「令和2年医療施設静態調査」

- 理学療法士と作業療法士がそれぞれ200人を超えていますが、言語聴覚士については、まだ配置数は少ない状況です。また、介護保険施設や居宅サービス事業所に勤務している割合が高く、地域密着型サービスでは、リハビリテーション専門職はほとんど配置されていません。

■ 介護保険施設等勤務のリハビリテーション専門職 (常勤換算数) (人)

	施設サービス	居宅サービス	地域密着型サービス	計
理学療法士	90	260	18	368
作業療法士	128	164	12	304
言語聴覚士	12	13	0	25
計	230	437	30	697

資料：厚生労働省「令和3年介護サービス施設・事業所調査」

- 高齢化の進行や医療技術の進歩、急性期から回復期等を経て在宅にまで至る医療連携体制の構築、介護保険制度における自立支援・重度化防止の取組強化などにより、リハビリテーションについては、ますます注目されるようになっていきます。
- 県内では、理学療法士、作業療法士の養成施設として、県立保健医療大学及び山形医療技術専門学校（高度専門士認定）が設置されており、質の高いリハビリテーション専門職の養成を推進しております。
- 県は、市町村が実施する自立支援型地域ケア会議にリハビリテーション専門職等を派遣し、高齢者の生活の質の向上に資する助言を行っています。
- 市町村が実施する「地域リハビリテーション活動支援事業」では、リハビリテーション専門職等を活かし、地域における介護予防の機能強化に繋がる取組を推進しています。

課 題

- 自立支援・重度化防止には、リハビリテーション専門職の専門性が不可欠であり、地域の中で、そのニーズがますます高まっています。
- 自立支援型地域ケア会議の場において、助言者として参加する多職種と専門性を共有し、助言の質を高めることが、高齢者の生活の質の向上につながります。

深化・推進のポイント

■ リハビリテーション専門職の資質向上と多職種連携による資質向上

施策の推進方向

- 県は、地域における高齢者の自立支援・重度化防止に向け、リハビリテーション専門職の専門性を活かした取組みを推進します。
- 県は、市町村による多職種が参加する自立支援型地域ケア会議の開催支援を通し、リハビリテーション専門職の多職種連携による資質向上を図ります。

⑤ 管理栄養士・栄養士

現 状

- 県内の管理栄養士等の配置状況については、行政機関（県・市町村）79人、また、介護保険施設及び居宅サービス等の事業所には232人となっています。
- 健康寿命の延伸を図るうえで、生活習慣病予防・重症化予防対策はますます重要なものとなり、健康づくり、介護予防の観点から管理栄養士等の役割は高まっています。
- 在宅療養者や在宅における要介護者の生活の質を高めるため、個人の身体状況、栄養状態に応じた栄養管理指導を行う専門家として、管理栄養士等への期待も大きくなっています。
- 県は、市町村が実施する自立支援型地域ケア会議に管理栄養士等を派遣し、高齢者の生活の質の向上に資する助言を行っています。
- 2014(H26)年に開学した県立米沢栄養大学では、栄養の専門知識と技術を持った管理栄養士の養成が行われています。また、2018(H30)年から大学院を設置し、高度な専門知識を有する質の高い管理栄養士を養成しています。

■ 行政機関・介護施設等に勤務する管理栄養士等 (人)

	行政機関 (R5. 4. 1)	介護保険施設・事業所 (R3年度調査)			計
		施設サービス	居宅サービス	地域密着型 サービス	
管理栄養士	67	133	42	2	177
栄養士	12	28	24	3	55
計	79	161	66	5	232

出典：がん対策・健康長寿日本一推進課、厚生労働省「令和3年介護サービス施設・事業所調査」

課 題

- 市町村における健康増進事業や食育の推進、特定保健指導及び介護予防事業などを推進するうえで、高度な専門知識を持った質の高い管理栄養士等の配置が必要です。しかし、市町村における管理栄養士等の配置状況は35市町村中30市町村にとどまっており、全市町村に配置されている状況ではありません。
- 特定給食施設の設置者は、健康増進法に基づき管理栄養士等を配置するよう努めることとされていますが、配置率は2022(R4)年度で79.5%となっています。
- 在宅療養者の増加に伴い、適切な栄養管理を実施するための支援が課題となっており、多職種連携、特に口腔ケアに係る歯科医師、歯科衛生士及び言語聴覚士などの職種との連携体制を強化していく必要があります。
- 県立米沢栄養大学に設置されている「地域連携・研究推進センター」は、地域社会の諸課題について、栄養や健康の視点から発見と解決を図ることが期待されています。

深化・推進のポイント

- 管理栄養士等の確保と資質向上

施策の推進方向

- 県は、栄養・食生活の改善、生活習慣病の予防及び重症化予防など、効果的な保健指導を実施するため、市町村における管理栄養士等の人材確保を推進します。
- 県は、特定給食施設における栄養管理の一層の徹底を図るため、管理栄養士等の未配置施設における配置を促進します。
- 県は、多職種との連携が可能な管理栄養士を育成し、多職種との協働を図ることにより低栄養予防や在宅高齢者の健康状態改善につながる取組みを進めます。
- 県立米沢栄養大学は、県民の健康で豊かな暮らしに役立つ人材の育成を図るとともに、栄養と健康に関する研究を通し、地域社会への貢献を果たします。

(3) デジタル化の推進

現 状

- 介護人材が不足する中、介護ロボットやICT等の活用促進を図ることが重要となっています。
- 2018(H30)年度の介護報酬改定では、特別養護老人ホーム等の夜勤について、業務の効率化等を図る観点から、見守り機器の導入により効果的に介護が提供できる場合に夜勤職員配置加算がなされることになり、介護ロボットの活用が促進されています。
- 県ではこれまで、福工連携による安心介護モデル創出事業を実施し、福祉用具等の開発やICT技術の活用及び介護ロボット等の導入により、介護職員の負担軽減を図る県内企業や介護事業所等への支援を実施してきました。
- また、2020(R2)年度からは、地域医療介護総合確保基金を活用し、介護ロボット導入やICT技術の活用により介護職員の負担軽減を図る介護事業所等へ導入経費補助による支援を実施しています。
- 2021(R3)年度の介護報酬改定において、科学的に効果が裏付けられた自立支援・重度化防止に資する質の高いサービス提供を目的とし、科学的介護情報システム(LIFE)の運用が開始され、介護サービスの質の向上を図る取組みが行われています。

課 題

- 介護ロボット及びICTの導入については、価格面や定着までの新たな業務の負担、ICTへの苦手意識などが普及への阻害要因となっています。
- また、運用に対する費用対効果、現場での実用性の面から、導入後使用されなくなっていることもあります。
- 介護ロボットやICT等を導入するにあたり、介護事業所等での準備不足、活用に対する知識不足等の受け入れる環境が整えられていない場合があります。

深化・推進のポイント

- 介護ロボット、ICT等の導入促進による生産性の向上

施策の推進方向

- 県は、介護ロボット及びICTの導入を引き続き支援し、介護職員の負担軽減及び業務の効率化を図り、働きやすい職場づくりを推進することで、介護人材の定着、新規参入を促進するため、導入に係る経費の一部を支援します。
- 県は、介護ロボットやICT等のテクノロジーを活用し、生み出した時間を直接的な介護ケアの業務に充て、介護サービスの質の向上にも繋げていく介護現場の生産性向上を促進します。
- 県は、生産性向上に資する様々な支援・施策を一括して網羅的に取扱い、適切な支援に繋ぐワンストップ型の窓口設置など、総合的な支援に取り組むことができる機関を設置し、介護現場における生産性向上や人材確保を図ります。